

瑞穂市保育所整備計画（案）

瑞 穂 市

瑞穂市教育委員会

1 計画策定の趣旨と背景

近年、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

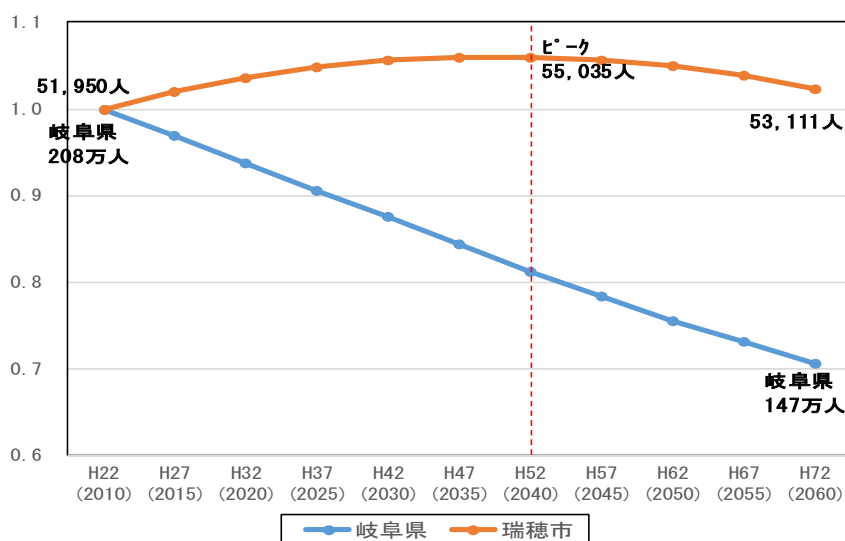
都市部では、多くの待機児童が存在し、子育てと仕事を両立できる環境の整備が十分でないこと等が問題となっている反面、地方においては、少子化による人口減少が加速的に進み、消滅すると言われる都市が推測されるという自治体存亡の危機的報告が国から出されています。本市も将来的には、人口減少の局面に入っていくと思われませんが、しかし現在人口増加数、人口増加割合、共に岐阜県1位であり、インフラ整備と共に、待機児童の解消が行政の喫緊の課題となっています。人口減少化へ向かう将来的な財政的負担を考慮すると、民間活力を導入し、多様な保育ニーズに対応できるよう、市内に足腰の強い保育環境を整えておくことが大切だと考えます。

本市は、平成26年度に「瑞穂市子ども・子育て事業計画」を策定し、『みずほ・未来の子どもたち21』～生きる力の循環するまちへ～を基本理念に、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進する中で、施設の適正配置と充実を進めているところです。このような状況の中、近い将来訪れる少子化に対応するには、限られた人材・財源の中で、利用者が求める多様な保育ニーズに対応し、また子どもの保育環境の向上を図っていくためには、民間の力を活用した弾力的な保育事業の展開が不可欠であります。以上の観点から、市全体の施設の適正配置を踏まえながら一部民営化を具体的に進めていくための「瑞穂市保育所整備計画」を策定するものです。

この計画は、導入手法を明確にし、保育所運営を行う事業体の継続性を確保し、適切に民間移行が実施できることを目的として定めるものです。

2 公立保育所の民営化・新設誘致方針

〈本市の人口ビジョン推計値と岐阜県の人口ビジョン推計値（H22(2010)=1）〉





県内の人口推移は、年々減少していくのに対し、瑞穂市は未就学児も含めて年々増加しており、保育所利用の対象となる児童が年々増加している状況です。

また、近年、未満児（0～2歳児）の保育所利用を希望する方が増加しています。

未満児（0～2歳児）については、入所者数が平成15年合併時の94人から平成28年度には約3.3倍の311人に増加しています。

しかし、未満児の利用希望者はこれを上回る状況で増加しており、保育所への受入れができず未満児の待機児童が発生している状況です。

現在の本市の保育所の設置状況については、次の一覧表（資料1）のとおりですが、調理室がないため未満児保育ができない老朽化施設が存在します。この老朽化施設を未満児保育が可能な保育所として運営してもらって民間事業者の活力を導入します。

（資料1）

小学校区	保育所名	建築年	定員	未満児保育	調理室
生津小					
本田小	本田第1保育所	S48	150	実施	有
	本田第2保育所	S54	150	実施	有
穂積小	別府保育所	H20	260	実施	有
	穂積保育所	S46	90	未実施	無
牛牧小	牛牧第1保育所	S46	120	未実施	無
	牛牧第2保育所	H23	220	実施	有
西小	西保育・教育センター	S51	145	廃止	有
中 小	中保育・教育センター	S53	140	実施	有
南 小	南保育・教育センター	S50	240	実施	有

※西小学校区の未満児保育は、清流みずほ認定こども園、清流みずほ保育園に担っていただいています。

○小学校への接続

瑞穂市教育委員会では、スムーズな小学校への繋ぎができるよう、「みずほプラン ひかりっ子 卒えんプログラム」を実践し、幼保小連携と幼児教育の充実に力を入れています。7つの小学校校区において、未満児保育ができるよう目指していきます。このため、保育所がない生津小校区内においては、新しく保育所を民間から誘致し、小学校区内にある保育所から小学校へ通えるよう整備を進めていきます。民間事業者の運営となっても、この「みずほプラン」を実践していただきます。

このように、校区内で保育所から小学校へのつなぎを作ることは、保護者のつながりも強め、校区のコミュニティ力を高めることとなります。

○財政面において

また、財政的な側面から鑑みますと、公立の保育所に対しては、保育所施設の建設費や改修費に国・県からの補助がないことから、負担が大きいのも事実です。しかし、民間事業者へは施設建設費や改修費（資料2）に補助があるため、市としての財政的負担の軽減ができます。

(資料2)

保育所建設費の財源構成



さらに、公立保育所の適正配置の検討が必要です。適正配置の目的は限られた財源や人員の中で、保育サービスの質を維持することにあります。市が公共サービスとしての保育を提供していくことは言うまでもありません。しかし、例えば公立は、私立では対応が難しい、地域バランスに対応した保育を実施し、私立は、公立では対応が難しい、多様な保育ニーズに弾力的に対応するなど、公立と私立の保育所が、ベストミックスな状況でそれぞれの特徴を活かした役割分担を行うとともに、連携・協力をしながら、保育サービスの充実を図っていくことが大切です。

○支援を要する児童への対応

現在、市立保育所には、支援を要する児童がいます。この児童を保育するため、市独自で多くの保育士を採用し、保育の質を保っています。（資料3）

この支援を要する児童の保育に関しては、公立が特に担っていく必要があります。

（資料3）

瑞穂市立保育所の支援を要する児童への対応について【加配保育士】

保育所では様々な発達状況のお子さんが一緒に生活しています。そこで、園児一人一人の発達に適した保育が提供できるよう、国が決めた配置基準よりも多くの保育士を【加配保育士】として保育所に配置しています。この加配保育士の配置は、保育の質を低下させないよう瑞穂市が独自で実施しています。

加配保育士の配置にあたって、入所前に障がいをもつ児童※と保護者との面談を実施し、子育て相談員（保育所長経験者）、保健師、療育センター職員により支援を要する度合いを判断します。

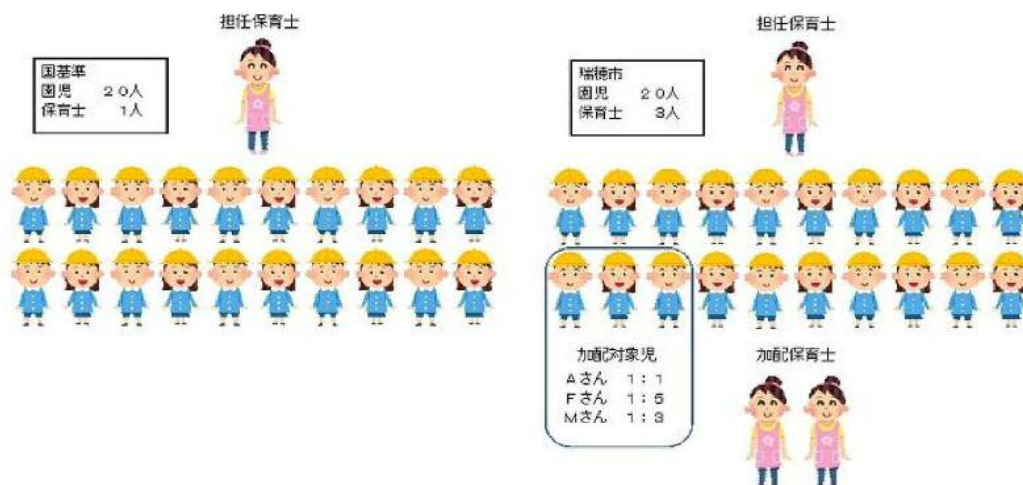
※障がい者手帳を持つ児童だけでなく、支援や見守りを要する児童も含まれます。

たとえば、年少児（3歳児）クラスの場合

- ・国基準・・・保育士1人に20人まで保育できる
- ・次のような支援を要する児童（Aさん、Fさん、Mさん）への対応

園児名	Aさん	・・・	Fさん	・・・	Mさん	・・・	Tさん	20人
支援の必要度	1:1	・・・	1:5	・・・	1:3	・・・	なし	
加配保育士の必要数	1人	・・・	0.2人	・・・	0.333人	・・・	0人	1.533人

加配保育士の必要数の合計が1.533…となるので、2人の加配保育士を配置します。



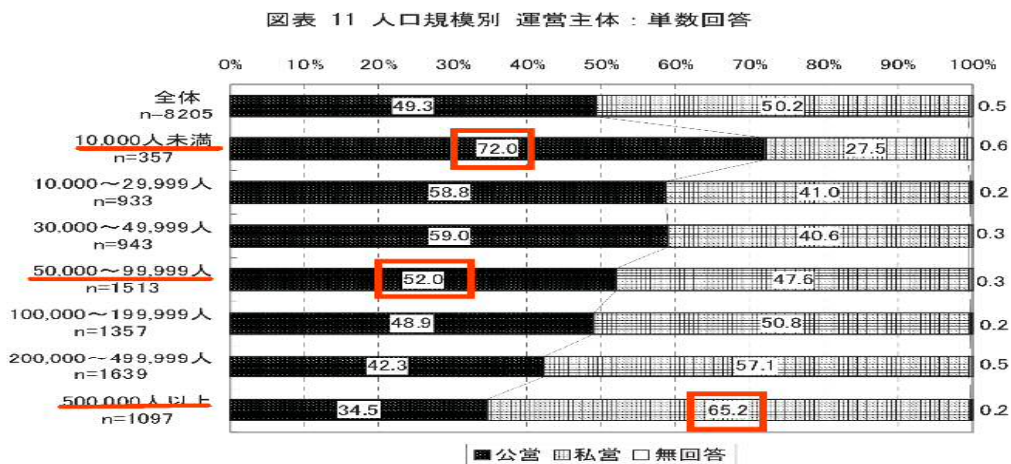
加配保育士は、特定の園児に対して専属の保育士ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

お子さんの育ちについて、心配なことや質問したいことがありましたら、幼児支援課の子育て相談員や保健師にお尋ねください。

○自治体内バランス

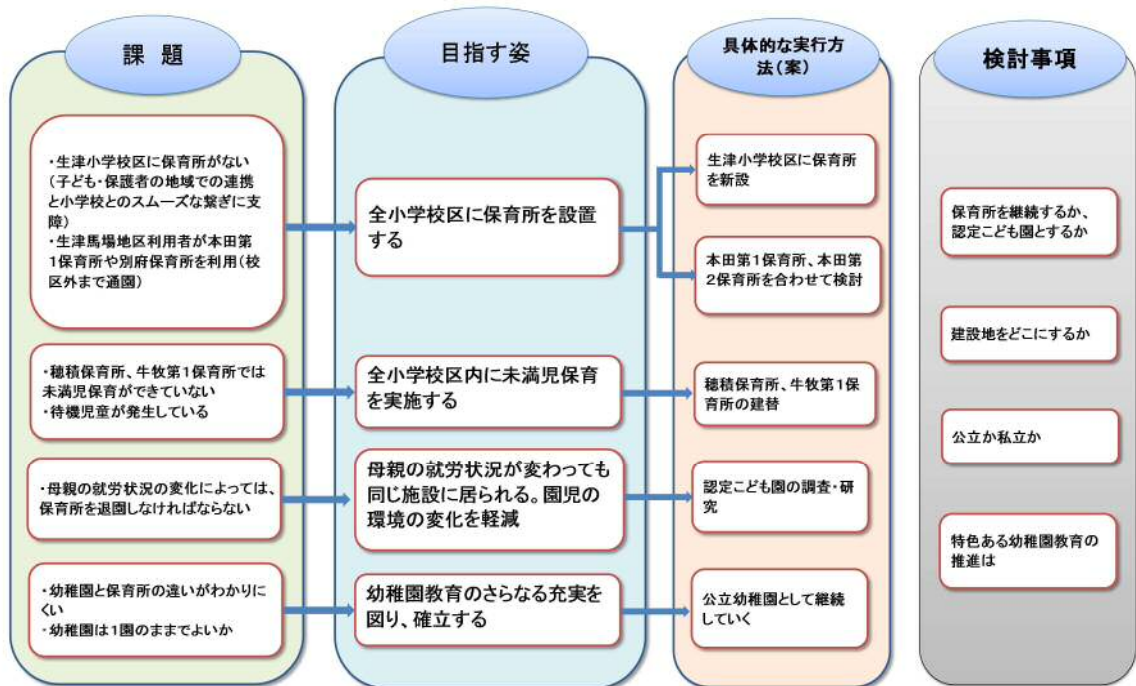
全国保育士実態調査から私立保育所と公立保育所の同じ人口規模の自治体におけるバランスですが、概ね保育所の半分が公立、半分が私立であることが見てとれます（資料4）。こうした現状も踏まえ、瑞穂市においては、未満児保育が実施できていない、かつ老朽化した保育所と小学校区に保育所がない生津小学校区に限定して民営化へ移行させることとします。

（資料4）全国保育士実態調査



※以上まとめますと、次のようになります。

保育所・幼稚園整備方針について



3 老朽化した2つの保育所の民間活力導入方法

民営化の対象施設は、2つの公立保育所（穂積保育所、牛牧第1保育所）とし、「公設公営」から「民設民営」へ移行させます。

公立保育所を民営化する方法については、これまで公有財産を売却することが主な手法でしたが、平成27年度から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の施行に伴い、公有設備を無償又は廉価での貸し付け・譲渡を可能とする「公私連携幼保連携型認定こども園」「公私連携保育所型認定こども園」「公私連携型保育所」に移行するという手段ができました。

※公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所の取り扱いについて（平成27年3月内閣府）

瑞穂市の2つの公立保育所については、「公私連携保育所型認定こども園」または「公私連携型保育所」に移行することとします。

①公私連携型保育所へ移行する場合の公有財産の条件

土地 無償貸与

備品 無償貸与

※財産処分については、瑞穂市議会の議決が必要となります。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第6号の規定による）

②公私連携保育法人の指定

（ア）公私連携保育法人は、「瑞穂市公私連携法人の指定に関する要綱（案）」に基づき、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社から公募します。

（イ）公私連携保育法人の選考は、新たに選考委員会を設置し、提案（プロポーザル）方式により決定します。

（ウ）選考基準は別に定めます。

4 保育所が小学校区内に存在しない生津小学校区への保育所誘致方法

生津小学校区においては、生津小学校への保育所・幼稚園からスムーズな繋ぎがとれるよう、生津小校区内に保育所の民間誘致を進めます。

新しく新設する民間保育所については、基本的には老朽化した2つの保育所の民間活力導入方法に準じて、誘致を推進していきます。

①生津小学校区内に公私連携保育所型認定こども園または公私連携型保育所を設置する場合の公有財産の条件

土地は市で用意し無償貸与

※財産処分については、瑞穂市議会の議決が必要となります。

②公私連携法人の指定

(ア) 公私連携法人は、「瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱(案)」に基づき社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社から公募します。

(イ) 公私連携法人の選考は、新たに選考委員会を設置し、提案(プロポーザル)方式により決定します。

(ウ) 選考基準は別に定めます。

5 事業者の選定方法

①広く公募を周知し、市や保護者、地域住民の希望が反映された募集要項に基づき実施します。

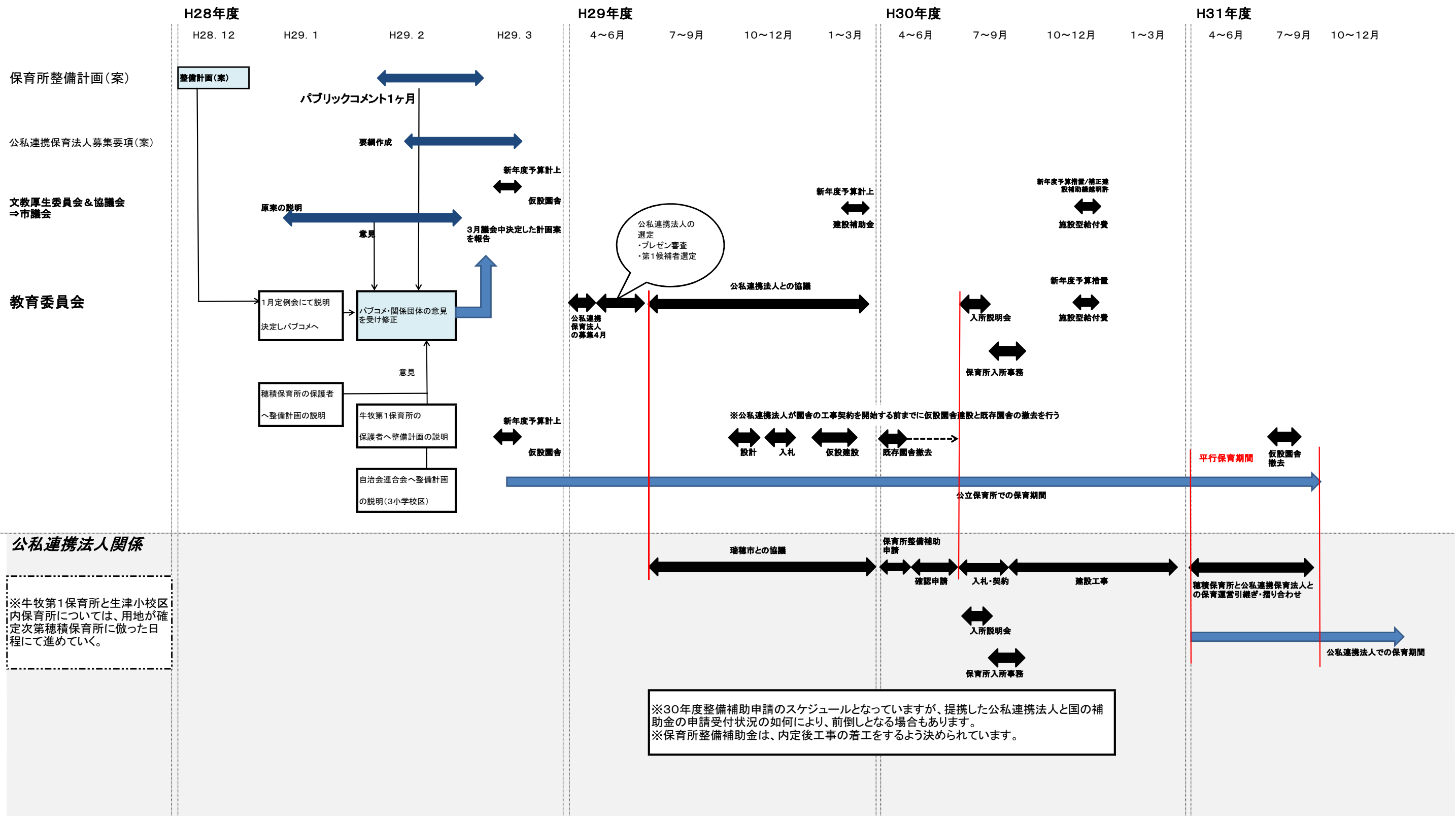
②事業者選定委員会の設置

事業者の選定にあっては、対象施設の保護者、学識経験者、地域住民の代表等で構成する委員会を設置し事業者選定を行います。

6 計画の期間

標準的なスケジュール

本計画の目標年次は、平成28年度から平成32年度までの5年間と設定し、概ね次のスケジュールにて実行していきます。



7 瑞穂市と公私連携型保育法人との協定

今後の就学前教育・保育サービスの提供については、行財政の効率化という視点だけではなく、市民が利用して満足できる就学前教育・保育の仕組みをきちんと作っていくことが行政の果たすべき役割として求められます。

また、次のような連携を行うため、協定書を取り交わします。

①連携の充実強化

就学前教育・保育サービスが行政の直接供給で無くなることから、より一層行政と民間事業者との連携を充実・強化する必要があります。公私連携法人には、市内の全保育所で構成する保育所長会に参加していただき、教育委員会が目指している小学校へのスムーズな繋ぎのため「みずほプラン ひかりっ子 卒えんプログラム」の実践を行っていただきます。

②人材の育成

就学前教育・保育サービスの質を高めるためには保育所等職員のスキルアップが大切であり、そのため、子どもの発達に即した教育・保育内容や指導方法等についての研修内容を充実させる必要があります。市立保育所での保育士研修会に参加していただき、公私ともに保育士としての資質向上を目指します。

③情報提供の充実

市民が自らのニーズにあった質の高い就学前教育・保育サービスを選択できるよう情報提供を積極的に行う必要があります。広報みずほや市公式ホームページはもとより、子育て応援サイト「ままフレ」にて、私立保育所の情報も取り上げる等、市民への情報提供の充実を図ります。

④苦情解決の体制整備

第三者評価の実施によるサービスの質の向上を図る必要があります。

第三者評価制度が有効に機能しているかをチェックしていくとともに、困難事例については、行政が積極的に苦情解決に関わっていきます。